

令和4年5月11日

特定医療費（指定難病）・小児慢性特定疾病
関係医療機関の長 様

広島県健康福祉局疾病対策課長
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

診断書のオンライン登録に係るシステム環境整備事業に関する意向調査
について（照会）

本県の特定医療費（指定難病）・小児慢性特定疾病対策については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

現在、厚生労働省において、診断書（臨床調査個人票、医療意見書）のオンライン登録の実施に向けて、難病・小慢データベースの更改が進められているところです。

県では、指定難病又は小児慢性特定疾病の指定医が勤務する医療機関において、診断書のオンライン登録を進めていただく場合、システム環境整備に係る経費の一部を補助することとしています。

については、意向調査を実施しますので、補助金の交付を希望される医療機関は、医療機関オンライン化支援事業所要額調査票（以下「調査票」という。）を提出してください。

なお、提出に当たっては、別紙に留意してください。

担当 疾病対策グループ
電話 082-513-3070 (ダイヤルイン)
(担当者 西川, 山中)

1 補助金交付要件等

(1) 対象者

広島県が指定する指定難病又は小児慢性特定疾病の指定医（以下「指定医」という。）が勤務する医療機関

(2) 補助対象経費

指定医が勤務する医療機関で診断書のオンライン登録を行うために必要となる経費（院内システム改修，パソコン購入に係る経費等）

(3) 補助金額

基準額（10万円）と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方に2分の1を乗じて得た額，1医療機関当たり上限5万円）

※千円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

2 調査票の提出について

(1) 提出期限

令和4年5月26日（木）【必着】

(2) 提出方法

次のアドレスに，件名を「オンライン登録意向調査（医療機関名）」として，調査票を添付して送信してください。

[提出先メールアドレス：futaisaku@pref.hiroshima.lg.jp]

3 診断書のオンライン登録の詳細

厚生労働省から示された最新情報を，広島県のホームページに掲載していますので参考にしてください。

◆掲載先 <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/57/online-shindansho.html>

同ページに，厚生労働省から示されているFAQも掲載していますので，あわせて御覧ください。

なお，FAQに示されていない質問事項がある場合は，同ページに掲載している「お問い合わせシート」に質問事項を入力し，次のアドレスにメールで提出してください。県で取りまとめの上，厚生労働省に照会します。

[質問提出先メールアドレス：futaisaku@pref.hiroshima.lg.jp]

4 今後の流れ

- (1) 意向調査（令和4年5月26日（木）締切）
- (2) 補助金交付申請（医療機関→県）※別途連絡します。
- (3) 補助事業の実施（医療機関でのシステム環境整備）
- (4) 補助事業実績報告（医療機関→県）
- (5) 補助金の交付（県→医療機関）

5 留意事項

- (1) 本照会はいくまで意向調査であり、補助金交付申請手続きではありません。
また、この照会に回答したすべての医療機関が、希望する所要額の交付を受けられるとは限りません。
- (2) 補助金交付申請より前に支出した費用は対象外です。

6 問い合わせ先

広島県健康福祉局疾病対策課疾病対策グループ

担当者：西川，山中

電話：082-513-3070